

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第12回会議 議事録

第1 日 時 令和4年11月4日（金）自 午後1時30分
至 午後3時04分

第2 場 所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間となりましたので、部会第12回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は湯淺委員、衣斐幹事が御欠席と伺っております。

まず、本日の審議に入ります前に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○治部関係官 本日は、部会資料15「要綱案の取りまとめに向けた検討（1）」を配布させていただいております。部会資料15では、各手続に関し、期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用の論点及び和解調書等の送達又は送付の論点を挙げております。具体的な内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から御説明させていただく予定です。

また、参考資料4として、中間試案に対して寄せられた意見の概要の暫定版も配布させていただいております。こちらにつきましては、御審議の際の御参考にしていただければと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、早速本日の審議に入りたいと思います。

今、事務局からの御説明にもありましたように、本日は、中間試案の段階ではペンディングというか、あるいは両論併記というか、になっていた部分について、横串で全ての手続との関係で検討をしていただくという趣旨から、大きく二つの論点ですね、一つは期日におけるウェブ会議、電話会議の利用、主として電話会議の可否というところかと思いますが、のお話と、もう一つは和解調書等の送達又は送付、これも送付にするのか送達にするのかというところかと思いますが、それらを、各手続について御議論を頂きたいということでもあります。

そこで、一つ目のテーマとしまして、部会資料15の1ページ、「第1 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」というところではありますが、それぞれの手続、論点について御議論いただきたいと思います。まず、「1 民事執行」のうち、「（1）売却決定期日及び配当期日」、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目は、売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。これらの期日につき、電話会議の利用を認めることや、これらの期日においてウェブ会議等の利用を認める場合に、関係人の意見を聴くことを要件としないことについて御意見を頂戴できればと存じます。

なお、この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の1ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、まずこの点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問あるいは御意見いただければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。この必要的意見聴取の可否の関係ですけれども、最初の頃の部会で私もちょっと意見を述べさせていただいたところで、これらの期日、売却決

定期日や配当期日に関しては、財産開示期日とはちょっと異なっていて、債務者についてリアルに出頭してほしいという要望があるわけではないだろうということで、基本的に意見聴取というのは必要ないと考えているところでございます。ただ、ちょっとだけ気になっている点がありまして、証拠調べる的な審尋を行う期日に関して、関係人が電話で参加することについて異議を述べる可能性があるというのが、今回の資料の2ページの下の方の段落、下から2段目ぐらいに書いてあるのですけれども、ちょっとその関係でお尋ねしたいことがございます。一つは、民訴法の話になるので、ちょっと私の勉強不足で申し訳ないんですけれども、この民訴法のルールが適用されるという場合に、民訴法では、187条3項、4項の審尋を行うに当たって、当事者の意見聴取をするということが、規則等で何か定められる予定があるのかどうかということをお教えいただきたいです。

それからもう1点が、仮に売却決定期日や配当期日において、証拠調べとしての審尋の民訴のルールが適用される場合に、条文上は当事者の異議がなければとなっているのですけれども、この場面という当事者というのは関係人、申立人と債務者以外の関係人、例えば配当要求債権者みたいな者も含むことになるのかどうか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。第1点は規則に関することですが、事務局からお答えいただけることはありますか。

○脇村幹事 脇村です、ありがとうございます。全体についてお答えさせていただきます。

この異議がないケースについて、どういったものが当たるかどうかについては、恐らくそこは解釈論的な問題が残るんだろうなと思います。一般的に、形式的に見れば、そこは、申立人であり債務者が基本的には当たるということなんだと思いますけれども、実際に、それ以外の人がある期日に参加しているケースについて含まれるかどうかについて、恐らく今後の解釈、運用だと思います。是非御意見いただければと思っています。

ただ、いずれにしても、新187条3項のような証拠調べるなものについて、異議があったケースについては、そういったことになりますので、恐らくその解釈を踏まえながら、全員に話を聞くかどうかなども考えていくことになると思います。ちょっと規則について具体的に私の方からどうこうというのは言えませんが、趣旨を踏まえた運用で、その運用を踏まえた上でする際に、正にこのお話を踏まえて検討されるべき事柄だろうと思います。

○山本（和）部会長 最高裁判所から補足いただくようなことはありますか。民事局、もし何かあれば。

○橋爪幹事 一応質問の趣旨の確認なのですが、民訴法187条3項、4項の場合を前提に、何か規則の規定を設けることを考えているかということだったでしょうか。

○植松幹事 はい、そういう趣旨でございます。

○橋爪幹事 そうであれば、なかなか明確なお答えはできないのですが、ただ、法律上、当事者双方に異議がないときという要件になっていますので、それを確認するのは、規則で定めるまでもなく、ある意味当然のことなのかなというような印象は持っております。

○山本（和）部会長 植松幹事、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。そこは当然だということですがけれども、規則で定めない場合でも、運用上、きちんと異議を述べる機会というのを確保していただければと思

ます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○今川委員 今回の点の確認なのですが、2ページの下から2段落目で、民訴法と同様のルールが別途適用されるとの整理をすれば足りるということは、この民事執行法で相当と認めるときは、売却決定期日、配当期日において、ウェブ会議、電話会議でできるんだけれども、証拠調べのときは187条の3項、4項、それを適用するので、ウェブ会議に原則よって、異議がないときには電話会議によるものだと、そういうふうに私は読んでいたのですが、そういうことでよろしいのでしょうかという確認です。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。結論的には、先生おっしゃっているとおりだと思っています。最終的な法律の書き方などについては、例えばですけれども、今は民事訴訟法を、包括的に民事執行法が準用しておりますので、その準用規定において、除外規定を置かなければ、187条3項、4項についても、これは準用されると。そうしますと、その性質上、そういったものについては、準用されたものが適用といたしますか、準用されるということに、整理としてはなるのではないかと思っております、恐らくこの配当期日等の規定そのものに、何か付け加えるというよりは、そういう条文操作によってそのような帰結になるということ、今想定しておりました。

○山本（和）部会長 今川委員、よろしいですか。

○今川委員 はい、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにこの部分、いかがでしょうか。売却決定期日、配当期日。

よろしいでしょうか。基本的には、この原案といたしますか、資料の方向性、何も御異論はないということかと思えます。

それでは、引き続きまして、今度は部会資料3ページ、「(2)財産開示期日」について、事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目は、財産開示期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。財産開示期日につき、申立人の電話会議による参加を認めることや、債務者にウェブ会議による陳述を認めることなどにつき、御意見を頂戴できればと存じます。

なお、この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の5ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ここも、一応アとイに分かれておりますが、特段区別はしませんので、どちらからでも結構ですので、御発言があればお願いいたします。

○植松幹事 ありがとうございます。イの債務者の方ですけれども、債務者がウェブで参加する場合の要件ということで、a、b、cがあつて、bについては一応争点になっていたところかと思えますけれども、精神的緊張を伴うだけで、このbの要件を満たすものではないという御説明が従来からございましたので、そういう意味では、bの要件というのでも認めてもいいのかなとは考えているところです。

ただ、一つ気になっているのは、債務者について、ウェブでの参加を認めるかどうかと

いうところについて、債務者本人はもちろんですが、申立人についても、意見聴取はやはりしてほしいかなと思っておりまして、できましたら、意見聴取に関して、規則などでその点を明記していただきたいとは思っているところです。

このことは、今の民訴法で、映像と音声の送受信による証人尋問、民訴法の204条ですけれども、それに関して民訴規則の123条で当事者や証人の意見を聴くということが定められているところですので、それと同じように、この場面においても、規則で当事者の意見を聴くというような定めを置いていただけるといいのかなと考えております。

以上、意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 今、イのところについて議論が出たのですが、アのところにつきましては、6ページの上から2段落目で、これは当然申立人が言わない限りは、裁判所が勝手にウェブ会議、電話会議ということ認めることができないので、法律上は規定を設ける必要はないと、こう書いてあって、それはそのとおりなんだろうと思うのですが、財産開示期日のアのところ、①で裁判所が相当と認めるときは、裁判所規則で定めるところによりとなっているので、規則においては、申立人の申立てがあったときとかいうような明記をしていただければ、よりいいのではないかとことです。

これも意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務当局から何かコメントありますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。規則をどうするかについても、ちょっと私自身がどうこう言えない立場ではあるんですけれども、いずれにしても、ウェブ会議、電話会議を利用する際に、参加する人の希望を踏まえてやらないといけないということが、この要綱の趣旨であるということは、恐らく共通認識だと思いますので、私たちの方、当局としても、そういった趣旨であることを、きちんと今後伝えていくことが必要かなと思います。

いずれにしても、今御意見あったとおりに、参加する人が全然希望していないケースについて、ウェブを強制はできないということだろうと思いますので、ちょっとその辺は、御趣旨は考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、この6ページの項中の部分ですね、これも、今の規則のお話なんですけれども、入札期日、開札期日、競り売り期日といったところで、これ、最終的な要綱でどういう形になるかというのはちょっとあれですけれども、実質的なもし御意見等があれば、せっかくの機会ですのでお出しを頂ければとも思いますが、いかがでしょうか。

特段御意見はございませんかね。

○杉山幹事 これは規則事項なので、最終的にどうなるか分からないのですが、例えば、動産執行での競り売り期日などについて、確かに今の規則では対面実施でなければできないような条項が置かれており、7ページの説明でも、実際に動産競り売りなどは、動産を目の前ですることが想定されているとありますが、以前の会合でも申し上げましたよ

うに、動産競売については、実効性がないことが多く、インターネットを用いた売却などもずっと検討されていた中で、少しでも多くの人に参加できるような制度を作っていくことが望ましいと思います。また、コロナ禍で、ウェブを通じて競り売りをすることや、動産を買うことも広く行われるようになり、抵抗も少なくなってきたと思いますので、前向きに検討していただけるといいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

いずれにしろ、この点は、最高裁判所規則を議論する際に検討しなければならない、恐らく問題になろうかと思しますので、フォーラムは違いますけれども、今、杉山幹事からも御提言がありましたけれども、そういったことも踏まえて、またその場で御検討を頂ければと思います。

それでは、よろしければ、続きまして、部会資料7ページの「2 民事保全」の方に入っていきたいと思いますが、「（1）仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日」、この部分について、事務局から説明をお願いします。

○治部関係官 この項目は、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の15ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問でも御意見でも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○今川委員 民事保全の（1）と（2）、両方にわたるのだらうと思うのですが、意見を少し述べさせていただきたいと思えます。

この（1）、（2）とも、証拠調べの場合は民訴法の187条の3項、4項、それ以外の場合は87条の2、第2項を適用するということが前提での議論だらうと思うのですが、私は、それを分けずに、つまり、証拠調べである審尋であっても、そうでない審尋であっても、債務者が立ち会うことができる場合についてはウェブ会議で行うべきであって、債務者に異議がなければ電話会議にすべきだと、こういう意見を持っております。それは、（2）についても同様です。

特に、今日頂いた中間試案の参考意見のところでは、大阪弁護士会がそういう意見を述べられていたと理解はしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 今川委員から、従来の御意見も踏まえた御発言がありましたので、私も以前から言っているところを申し上げますけれども、私は、いずれも法律の定めとしては音声のみ、電話会議のみであることも可能として、（1）、（2）両方ともですね、必要に応じてウェブ会議を使うという運用があるということで、よいのではないかと考えております。

意見募集の結果を拝見しましても、そのような意見で特に差し支えないのではないかと、改めて思った次第でございますので、申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。確認ですけれども、多くの意見に沿って、今回、結論としては一般の審尋の期日と同様の規律とすることが提案されているわけですが、新民訴87条の2第2項の「当事者の意見を聴いて」という規定は準用されるか、明記されるという理解でよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 イメージとしましては、最終的な条文では、恐らくこの民事訴訟法の規定を包括準用することで、保全法は対応することが想定されます。そうしますと、新87条についても、そのまま準用されるということになるかと思っておりますので、御質問に対しては、そのとおりですという答えなのかなとは思っております。

○櫻井委員 少なくとも、やはり当事者の手続保障という意味では、当事者の意見を聴くということを明記していただく必要があるのかなと思っておりましたので、確認させていただきました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、今川委員からも既に御指摘がありました。続きまして、9ページの（2）ですね、保全異議、保全取消し、保全抗告の審尋期日、この部分について、事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 この項目は、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋の期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の19ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 それでは、この点につきまして、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。今川委員からは先ほどお話ありました。笠井委員の御発言も、恐らくはこの（2）も含んだ御趣旨の御発言であったかと思っておりますが、ほかにはよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして資料10ページの「3 家事事件」の方に入りたいと思います。

まず、「（1）当事者が立会権を有する審問期日」、この点について、事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目は、当事者が立会権を有する審問の期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の42ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも御質問、御意見、御自由に御発言を頂ければと思います。

○小澤委員 ありがとうございます。家事事件では、やはり本人申立ての利用が多く、IT

環境が十分ではない方への配慮も必要であるということと、また、現在の家事事件でも、電話会議による審問が広く行われていることなどを併せて考慮しますと、家事事件で当事者が立会権を有する審問期日におきましては、電話会議による参加が認められてもよいのではないかという意見を持っています。

司法書士には、家事調停委員を務めている者も多くいるのですけれども、家事調停事件においては、電話会議を積極的に活用しておいて、中には、審問期日の半分近くの期日で電話会議を活用しているという声も聞いております。こういった既にされている実務運用を踏まえて御検討いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。私は従前から、原則ウェブ会議によるべきで、当事者双方に異議がない場合には電話会議も認めるという意見をずっと申し上げてきました。当事者の手続保障というところを考えますと、今、電話会議で行われていて問題がないとおっしゃるのですが、本当に問題がないのかどうか、代理人が就いていない本人のケースで、果たしてそうなのかについては疑問があるということもありますし、法令上、立ち会う当事者には反対尋問の権利は認められていないという御指摘もありますが、立会いをしていて、反対尋問をしようとしたときに、それを認めない運用がなされているかといいますと、多分そうではないのではないかと思います。逆に、それを全く認めない運用となると、それはそれで問題があるのではないかと考えておりますので、そこも理由になりにくいのではないかなと思っているところです。

今回のこのパブコメで、いろいろな御意見があって分かれているところではあるとは思いますが。日本裁判所書記官協議会の方の御意見を見ましても、分かれてはいますが、手続自体を書記官さんの立場から、近くで御覧になっている立場から、裁判官が果たして声だけできちんとした心証形成ができるのかということに疑問を呈しておられるというのは、非常に重要な指摘ではないかと思っておりますので、そこは、やはり原則ウェブにするべきではないかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○今川委員 私も櫻井委員と同じ、原則ウェブにすべきだという考え方なのですが、ちょっと違う視点からお話し申し上げたいと思います。

立会権ということを保証するということになると、例えば、夫と妻でDVがあったような事案で、妻がウェブ会議で夫の顔も見たくないとか、そういう事情がある、しかしながら、夫には立会権がある、そうすると、妻側の当事者の陳述を聴くということが、十分に保障されないこともあるのではないかという懸念もあるのではないかなとは思いますが、そのときには、家事手続法69条の審問の期日のところで、ただし書で、つまり、立ち会うことによって事実の調査に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、その立会権を認めないと、こういう規定になっていますので、これで十分対応できるのではないか、そのぐらい、やはり立会権というのは、当事者対立構造になっている中では重要だと、私自身は考えておりますので、櫻井委員の意見に賛成いたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○戸茱幹事 これも、私の従前の意見と同じなんですけれども、パブリックコメントを改めて見ましても、現行法下の電話会議による運用について、具体的に問題があると、そういう御指摘はなくて、改正によって、現状利用可能な手段を狭めるという理由はないのではないかと考えております。家事事件では、やはり様々な事情を抱える当事者を対象とするものですから、法律の規定上は、裁判所において、電話会議も含めて事案ごとに適切に選択できるようにしておくのが望ましいのではないかと考えております。

この本文で提案されている規律を、電話会議もウェブ会議も行うことができるという規律ですけれども、これを前提としても、当事者が立会権を有する審問期日を実施するに当たって、それを全て電話会議でやるという話にはならず、当事者双方からウェブ会議を利用したいという要望が示された場合には、通常はウェブ会議で手続を実施することになるのではないかと考えております。

それから、当事者双方に異議がないときに、例外的に電話会議を認めるという案についてでございますが、家事事件の当事者は、先ほど今川委員の方からもありましたけれども、DV事案の加害者、被害者の関係にある事案というのがございます。被害者にとっては、相手の顔を見るだけで精神的な苦痛となることもあるでしょうし、相手に映像で自分の姿を見られたくない、相手に映像を見られると、居場所等を知られてしまうおそれがあると、そういった場合もございます。電話会議を利用するに当たって、双方当事者に異議がないことを要する規律になりますと、加害者側が電話会議の利用に異議を唱えることで、電話会議を使わずにウェブ会議でないと手続を実施することができないことになってしまうおそれがある。手続を円滑に行えなくなることが、懸念しているところでございます。そのためにも、やはり事案に応じて電話会議も柔軟に選択できる規律が望ましいと考えております。

それから、先ほど今川委員がおっしゃっておられた、家事事件手続法69条ただし書の存在の関係でございますが、例えば、DVの加害者が立ち会うことで、被害者の審問に支障があるという場合には、家事事件手続法69条ただし書によって、立会いを制限することはできるということはありません。ただ、双方の顔を見ることができない電話会議であれば、立会いを認めることができるケースもあるかもしれないと考えております。裁判所の適切な裁量によって、実施方法を柔軟に決めることができるようにする方が、かえって立会権を保障することができる場面もあるのではないかと、このように考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 私も、従前から申し上げていることの繰り返しで、今の家庭局からの御意見と同じようなことになるわけですが、私も、家事調停委員の経験も少しあるということもありますけれども、やはり電話会議が現在使われているのに、家事事件について使えなくするということについては、やはり不便が生じるのではないかと思いますし、先ほどの櫻井委員や今川委員のお話を伺っても、あるいは意見募集の結果を見ても、それを変えるだけの立法事実というのは、恐らく示されていないと私は理解しておりますので、これを変える必要はないのではないかと考えております。

今の69条のただし書に関しましても、オール・オア・ナッシング的に、顔が見られないんだったら意見を聴かなくてもいいという発想は、これは、民事保全でも私、似たようなことを言ったことがありますけれども、やはりそういうふうを考えるべきではなくて、

電話であっても立ち会える機会というのは確保すべき場合があるということについても、先ほどの戸荻幹事の御意見と同感でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。先ほど、最高裁の方から、全て電話会議になるということはないだろうという御発言がありました。調停も電話会議が先行して、今ウェブ会議が一部の庁でできるようになっていますけれども、やはりウェブ会議ができるのであれば、電話会議よりもウェブ会議の方がいいという意見が多いところです。それは、やはり電話会議だけですと、意思疎通が難しかったり、たとえば電話の向こうで沈黙していたり、「うん」と言ったとしてそれが肯定する意味なのか、返事を躊躇する意味なのか、一体どういう意味なのかというのが分かりにくいということがあります。やはり表情とかいろいろな周りや前後の状況等も合わせて観ることで、その伝わり方は全く違うということがありますので、もちろん、今までできていた電話会議をなくせという意見ではありませんが、やはりウェブ会議ができるのであれば、ウェブ会議をするべきではないかと考えております。

運用の問題ではないかという御指摘も多いにあり得るところだとは思いますが、安易に電話会議でいいではないかということではなくて、やはり、先ほど来申し上げている立会権を認めている手続保障の趣旨などを考えると、もちろん対面が一番いいと思えますけれども、そうでない場合に、ウェブ会議ができるのであれば、まずはやはりウェブ会議にするべきだろうと思えます。ここは、裁判所がどういった会議の方式を認めるのかという、相当性の判断において、やはりすべて同列にどれでも選べるということではないだろうと思えますので、相当性の解釈をどう考えられるのかということも、少し御議論いただいた方がいいのかなと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。弁護士会の御意見も理解できなくはないんですけども、ウェブ会議ができる場合はというところが、ちょっとよく分からないところがあり、つまり、ハードウェア的な基礎付けがないとできないわけですね。そういう場合はという趣旨なんでしょうか。その辺りをもう少し、それに、並行して幾つも事件が大きな庁だと動くわけですが、そうすると、全てのハードウェア的な基礎付けが、並行して動いている事件の全てに可能であるということを前提とされているのか、その辺りをもう少し、これ、物が必要な制度なので、物なしでできるのであれば、おっしゃるとおりでいいのかなという気もするんですが、その辺りのハードウェアの整備状況とどういうふうに関連させておっしゃっているのか、お教えいただければと思います。

○山本（和） 部長 弁護士会の御質問ですが、櫻井委員あるいは今川委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 もちろん、予算の問題もあり、台数に制限はあるかもしれないとは思いますが、今、今のウェブ会議の運用状況を見ていまして、それぞれほぼ各部に同じ台数ずつ支給されているとお聞きしていますが、それで今、足りていないかということ、まずは対面を求める方が多いというようなこともあって、それほどかつかつという状況ではないようにお聞きをしています。

これが、また全面的に施行されるということになると、私が申し上げることではないと思いますけれども、予算も恐らく措置されるでしょうし、台数も増えていくだろうと思います。その過程において、需要に対して台数が足りないとき、そういうときにも、ウェブ会議にするべきなのにできないのだから、これは対面でしか期日を開けないとすべきかという、それはやはり状況を見ての解釈ということになるとは思います。

お答えになっていますでしょうか。

○山本（和） 部会長 今川委員からも、その点。

○今川委員 今、山本委員の御質問は、国の方に準備ができるのかという意見、これについては、今、櫻井委員がおっしゃったとおりでらうと思うのですが、それで、もう一つは、本人が持っているのかと、PCを、そういう問題も入っているのかなと思ったので、発言をいたします。特に、本人が持っているか、持っていないかという問題があるんだらうと。

そうすると、持っていないけれども、携帯電話はあるというふうな事例ですよ。これ、なかなか微妙な問題だらうとは思いますが、やはり、だからといって、便利だからというよりも、それだったら立会権、来ていただくと。しかしながら、それで不十分、十分な事情聴取ができないんだったら、先ほど申し上げたような69条のただし書で、相手方の立会権を認めないと、そういう対応ができるのではないかと、このように考えております。

○山本（和） 部会長 山本克己委員、いかがでしょうか。

○山本（克） 委員 私も本当に僅かですけれども、家事調停委員の経験あるんですけれども、京都と新潟の事件とか、そういうのを経験したことがあるんですが、それでは、新潟から来てくださいというのが言えるのかどうかというのが、やはり私は、そこを安易に来てもらったらいいと言うのが、家事調停という、すごく国民に近い事件として、恐らく最も近い事件だと思うんですね、裁判手続としては最も近い手続において、来てもらったらいいではないかというようなことを安直に言うことには、やはり懸念を持っております。やはりそれは、完全にみんなが、ほぼ、国民の90%以上がそういう対応ができるようになって、裁判所側の施設も整備されているという状況を前提としないと、ちょっと、おっしゃる理想とされている部分は、私も共感するところはないわけではないんですけれども、現実問題として現状そういうことを言うことは、ちょっと行き過ぎのような気がします。

例えば、20年後にもう一度見直すとか、20年は長いかもしれませんが、10年後に見直すとか、そういうことはありかもしれませんが、現状はちょっと難しいのではないかなという感想を持っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかに、この点。

○垣内幹事 垣内です。設備等の面、取り分け、裁判所の方の設備等については、先ほど櫻井委員からも御発言あったかと思っておりますけれども、ウェブ会議等が今後活用が期待されているという中で、法制が整備されていくということに伴って、そこは、利便性が高い手続を多くの方が利用ができるように、充実した設備の整備がされていくべきだし、そのための予算も、予算が限られている中とはいえ、十分にそこは獲得をされていくべきものなんだろうと考えているところです。他方、個々の当事者の側で様々な事情があるということもあって、この点は、山本克己委員等の御指摘のあったとおりでらうかと思っております。

私自身は、一般論としては、ウェブ会議の利用に特段の支障がないということで、当事

者もその利点を理解して希望するというようなことも十分考えられますので、幅広くウェブ会議が利用されるということは、望ましいことだろうと考えております。その点では、櫻井委員と認識の違いは余りないのではないかと感じるころですけれども、ただ、法律で、電話会議の利用を排除するであるとか、あるいは当事者の異議がない場合に限り認めるといったような規律を導入するということが、十分に適切と言えるかどうかという点については、当事者の異議があればできないということになりますと、結局これは、当事者の一方に電話会議を相手方が利用することについての、一種の拒否権を認めるという形になるわけで、そのことが常に相当と言えるかという点については、先ほど来話題に出しておりますDVですとか、その疑いのあるような事案等々があり得るといことも踏まえますと、ちゅうちょせざるを得ないところがあるように感じております。

そういう意味で、相当と認めるときの判断の中で、ウェブ会議が活用できる場合には、大いに活用していただくべきだというのは、そのとおりだと思いますけれども、法律の条文の規定ぶりとしては、今日御提案いただいているような形でやむを得ないのかなというように、私は考えているところです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○今川委員 先ほどのちょっと発言が、個人が機器を持っていない場合は分からないですが、今、携帯電話でもZoomで参加できたりしますので、結局は、事件管理システムがどうなるのかということが大きな問題になって、Zoom会議を認めてもおかしくはないとは思っております。

ただ、今、櫻井委員とか垣内幹事の方から御指摘あったとおり、やはり私は、電話会議の場合もあり得るのかなということが、実務上あるのであれば、それはやはり相当と認めるときということで、非常に例外的に電話会議を認められるような、そういう解釈論が採れるようには何か手当て、そういう手当てができるような形でお願いしたいなど、このように思っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。市民の立場から、非常に短くですが、なるべく柔軟に、それぞれの人の事情に合わせて使えるように、柔軟な規定ぶりであることを望みます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか、御意見。

○長谷部委員 皆様の御意見で尽くされているので、私が申し上げるまでもないんですけども、電話会議に対する異議権を認めてしまうというのは、いささか硬直的であるということは、今までの議論の中であったところでありまして、どういう場合に電話会議ではなくウェブ会議にするべきなのかというようなことについても、御意見あったと思っておりますけれども、相当と認めるかどうか、相当性のところで判断されるんだろうと思います。今後の議論としては、この「相当と認めるとき」というのはどういう場合なのかという中身を詰めていただくと、この問題は、今後の解釈論になると思うんですが、その際の指針のようなものを、この会議で示していただけるといいのかなと思った次第です。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

○高田委員 垣内幹事、それから今の長谷部委員とほぼ同じことを申し上げることになると

思いますけれども、最終的には相当性判断の問題として考えるというのは、一つの方法かなという印象を持ちます。その際、私が考えますに重要なことは、ウェブ会議が想定されていなかった場合における電話会議の利用の場合と、ウェブ会議が存在する場合の電話会議の利用の在り方というのは、やはり違ってしかるべきという印象を持ちます。そのことを前提に、相当性を考えていくという方向で、何らかの落ち着き先を見付けることができればというのが、現時点での私の意見でございます。

○山本（和） 部長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この点、引き続き御意見は分かれている状況かと思っておりますけれども、かなり論点が明確になったというか、絞られたというか、そういう印象は受けましたが、事務局からもし御意見があれば。

○脇村 幹事 ありがとうございます。次回また出させていただく際に、これまでの御発言を伺っていると、この相当と認めるときについてを、もう少し分析したものを資料として出すべきではないかという御趣旨の意見が多かったのではないかと伺っていました。

そういった意味で、ちょっとそこを整理した上で、多くの方の御意見と言っているかどうかあれですけれども、できるだけ、まずはウェブがいいかどうかで、そうではないときに電話みたいな、多分そういった思考パターンも含めた解釈論の指針になるようなことを、検討するために、そのための資料を何か用意しろということだと思います。ちょっと検討してみたいと思います。

○山本（和） 部長 事務局には御苦勞お掛けしますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、この点はこの程度でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。かなり議論は深まったかと思えます。

それでは、引き続きまして、資料12ページ、「(2) 参与員の立会い」について、この点について、事務局から説明をお願いいたします。

○治部 関係官 この項目は、参与員がウェブ会議又は電話会議により家事審判の手続の期日に立ち会うことについて取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の46ページ以下に記載しております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、やはりどなたからでも結構ですので、御意見、御質問いただければと思います。

○今川 委員 同じ立会いであっても、当事者の立会いと参与員の立会いは法的性質が違うと考えるべきだと思っております。というのは、裁判所が必要に応じて立ち合わせるわけですから、ちょっとそれは違うと。私は、裁判所が必要に応じて立ち合わせる以上は、裁判所の裁量によるものだろうとは思いますが、立会いということを重視すれば、立会いの場合はウェブ会議にすべきだと、このように考えております。

電話会議うんぬんという話がどういうところから出てくるのかというのは、それは立会いではなくて、参与員の40条の3項ですか、意見を述べるために申立人から説明を聞くことができる、これは電話でもいいのかなと、こういう理解をしているのですが、現時点ではそういうふう考えております。つまり、立ち合わせる以上はウェブ会議、それは裁判

所の裁量ですから、電話で必要だと思うんだったら、40条の3項を使われればいいのではないかと、このように思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局から何か。

○脇村 幹事 ありがとうございます。今、今川委員からおっしゃっていた40条3項は、別表第1などの比較的簡易なケースについて、事実の調査とは言えないけれども、意見を聴いた上で参考にするということで、平成23年に作られたものでございます。参与員について、別表第1に限って特殊な規定でございますので、これで全て賄うという説明は難しいのではないかと、正直思っております。

部会資料としましては、正に今、今川先生もおっしゃっていたこととも関係するかもしれませんが、参与員を付けるかどうか、意見を聴くかどうかを含めて、裁判所の意味判断事項ということからすると、その参加の在り方についても、法律上は少なくともそういった余地を残す規定ぶりをする必要があるのではないかとということなどを踏まえて書かせていただいたものでございます。

ただ、一方で先ほど、ちょっと場面違うとおっしゃっていたんですけれども、似たような話として、正に相当と認めるときの判断事項についてどうするんだという御意見も頂いたところであり、ここではいろいろなパターンがありますので、先ほどとは少し、更に幅が広いかもしれませんけれども、電話、ウェブ会議をどう使うかどうかといったことについて検討することは、運用を含めてあると思います。ただ、こちらの方は、立会権とか全然関係がない一般的なものですので、立会権のケースで議論していたとおり、相手の方が顔を見る権利を保障する観点から、一般的にはウェブではないかという議論は、それは直接には当てはまらないとは思いますが、あえて期日といいますか、可能な限り、何かその当事者とやるときにはウェブという発想を持ち込むということも、一つあるのかもしれませんが、それを法律で書くかどうかは、また別なのかなというふうな印象を抱いております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○戸 荻 幹事 今のお話にちょっと通ずるところもあるかもしれませんが、裁判所の立場から申し上げますと、この場合も、裁判所において、事案ごとに、例えば、音声のみで支障がないとか、あるいは音声以外の当事者の表情とかしぐさなどの言語外の情報を得る必要が高いかと、そういったことも踏まえて、参与員への期日への参加方法というのは、適切に裁判所の方で選択することで足りるのではないかなと考えております。

あと、別の話でもあるんですけれども、通信回線の不具合などがウェブ会議で生じた場合にも、柔軟に対応することができるようにするといった、手続実施の選択肢を認めるということが、迅速的な審理に資するものであるのではないかと考えているところでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかに、この点いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、少し似た問題かもしれませんが、続きまして、13ページ、「(3) 家庭裁

判所調査官及び裁判所技官の期日参加等」について、事務当局の方から御説明をお願いいたします。

○**治部関係官** この項目は、家庭裁判所調査官及び裁判所技官が、ウェブ会議又は電話会議により家事事件の手續の期日に立ち会うことについて取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の48ページ以下に記載しております。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

それでは、家庭裁判所調査官、裁判所技官、それから、（注）では、調停委員会を組織していない家事調停委員についても記載がありますけれども、どの点からでも結構ですので、御意見等を頂ければと思います。

○**今川委員** これも、先ほどと同じような意見になってしまうのですが、先ほどというのは、参与員の立会いと、これも裁判所の裁量で行うものですから、裁量で立ち会えと言った以上は、ウェブ会議にすべきだと、こういうふうに思っております。そして、検討のところの14ページの第4段落目ですか、これは本来、今でも電話会議、期日外で電話会議でやっているということですから、特に期日にウェブ会議で立ち合わせるとしても、裁判所の裁量で立ち合わせるか、電話で事情を聞くかというのは、現時点で自由にできるわけですから、立ち合わせる以上はウェブ会議と、こういうふうにすべきだろうと、私自身は考えております。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**小池委員** 実務として調査官の立会い、関与対応について、少しお話しさせていただきたいんですが、調査官が期日に立ち会う際に、調査官から、調査結果の補足的な説明をするような場面というのはもちろんございまして、そのような場合は、当事者の顔を見ながらこれを行う必要が比較的高いと言えると思います。他方で、期日に立ち会っても、特に調査官が発言する予定がないということもございます。また、発言をするにしても、内容面にわたる調整を含まない事務的な内容にとどまったりするような場面も考えられます。こういった局面では、ウェブ会議でないと支障があるという理由は乏しいのではないかと考えております。

また、当初は調査官が立ち会う予定がなかったんですけども、期日の状況を見て、急遽調査官に立ち会ってもらおうというような事態も想定されます。特に、調査官が常駐していない支部の事件では、そういった場面では、電話会議の方が機動的に対応しやすいとも考えられると思います。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。実情の御紹介を頂きました。

○**垣内幹事** 垣内です、ありがとうございます。先ほどの今川委員の御意見を伺いますと、電話によるやり取りそのものを否定されているというわけではなくて、ただ、ここで問題となっている立会いという場合には、これはウェブ会議を考えるべきではないかと、そういう御意見だと理解しましたので、そういたしますと、どちらかといえば、概念の整理と申しますか、立会いに含めるか含めないのかということになって、実質にはそこまで大きな対立はないのかなというように感じたところなんですけれども、そうした観点から見ましたときに、ほかのところでも種々議論にはなっているところですが、民事訴訟法の方

でも、既に電話会議による当事者等の立会いということは、それ自体としては認められているというところでもありますので、これらの場面に限って、裁量で立会いを求めるときの立会いは、ウェブ会議に限定して考えるべきだとまで言う強い理由があるとは、私はちょっと思われないうようにも思われます。実質にはそこまで大きな対立はないようですので、余り大きな問題ではないということかもしれませんけれども、そう考えますと、原案のとおりでもよろしいのかなというように感じるところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。利害関係人、あるいは当事者の立会いと、こういう裁判所側の人の立会いは、性格がすごく違うのではないのでしょうか。つまり、正に先ほどの当事者の立会いのところについては、手続保障の問題だということを、議論される際に、皆さん当然の前提として議論されていたと思うんですけども、裁判所側の人間の立会いというのは、そんな強い意味のあるものではなくて、関与させるだけけれども、今までは口頭手続を前提としていたので、口頭といいますか、そこでの関与のさせ方は立会いがメインだと。特に当事者の話を聞く際には、一緒に聞きましょうという話だったわけですので、その立会いというのは、飽くまでも便宜的なもの、合目的的に考えるべき事柄であって、ほかにも多様な手段で、リアルタイムに当事者がどういうふう話をしているのかということを知る手段が多様化すれば、もうそれでいいのではないのでしょうか。

それに、今垣内さんおっしゃったように、民訴法との整合性とも関係しますので、専門委員など電話会議で、ちょっと要件が厳しくなっていますけれども、一応関与できることにもなっておりますし、もう少し立会いというワードにとらわれて、実は立会いにも多義的なものがあるということを見落としたような議論というのは、私は好ましくないのではないかなという印象を持っています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かコメントありますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。いずれにいたしましても、先ほど垣内先生がおっしゃったように、概念整理のお話も踏まえつつ、恐らくまたここも相当性のお話について、先ほど少しお話ありましたので、もちろん全く一緒に扱うというつもりで言うわけではないですけども、この審問期日に際して、あわせて、こちらもそれに即しながら少し検討させていただいた上で、案を提示させていただければなと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○櫻井委員 1点だけ、ちょっと形式的なところで質問なのですが、13ページの（3）の①の2行目は、「裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議によって」という書き方になっていて、この書き方は、ほかの手続の記載の仕方と少し異なっているので確認したいのですが、これは、新民訴の87条の2や現行家事法の54条などの規定はこのような書き方になっていますので、いずれ他の手続においても、このような書き方にするとということも含めて検討されると、そういう理解でよろしいでしょうか。

つまり、ほかの記載では、「裁判所はウェブ会議又は電話会議によって立ち会わせることができる」という表現になっており、ここまで厳密に書かれていないところの方が多い

と思います。それは現段階の資料上の表現であって、書き分けに特に意味があるということではないと理解しているのですが、その確認です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からお答えいただけますでしょうか。

○脇村幹事 意味内容を特に変えようというところまで考えているわけではないというのは、正直なところでは、ただ一方で、今のこの条文を書くに当たって、恐らく59条の後に書いたりすることなどを書く、前の規定との見合いで、こういった形に今のところはさせていただいていたというところで、もしこの書き方で何かこの点が気になるとかあれば、言っていただければ、検討することは可能だろうと思いました。

私たちの方として、何か意図があるというよりは、正直言いますと、既存の法律につなげて書くと、こうなっちゃうかなということを意識したぐらいでして、うまい書き方があれば是非教えていただき、趣旨は恐らく皆さんと共通しているとは思っております。

○櫻井委員 そうですね、はい。その理解は、私も同じです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。法制的な問題も恐らくあるんだろうと思えますけれども、また最終的な要綱案に向けての書き方についても、工夫をしていただければと思います。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

引き続き、それでは資料15ページの「4 人事訴訟」、「(1) 当事者の陳述を聴く審問期日」、先ほどの家事事件とも関連しているところかと思いますが、まず事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 この項目は、当事者の陳述を聴く審問期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の35ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御自由に御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。もう先ほど言い尽くしたということかもしれませんが。

○今川委員 先ほど家事手続で言ったのと同じ議論が、4の(1)、4の(2)とございますので、同様の意見であるということだけ申し上げておきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。円滑な審議に御協力を頂いたということかもしれませんが、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。恐らく先ほどの今川委員以外の委員、幹事の方々も、基本的には先ほどと同様の御意見を持っているという、理解をさせていただくということになるでしょうか。

事務局、何か。

○脇村幹事 脇村です。恐らく同じだと思いますので、あわせて、先ほどの意見を踏まえながら、人事訴訟のこの(1)についても、少し整理したものを出させていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、また同じかもしれませんが、16ページの「(2) 参与員の立会い」につい

ても、一応事務局から御説明をお願いします。

○**治部関係官** この項目は、参与員がウェブ会議及び電話会議により期日に立ち会うことについて取り上げるものでございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の38ページ以下に記載しております。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

それでは、この点について御意見か、あるいは御質問あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これで一応第1のウェブ会議、電話会議系のお話は全て御議論いただいたということになりますが、何かもしこの点で言い落としたという点があれば、この際、御発言いただければと思いますが、大丈夫そうでしょうか。

それでは、よろしければ、資料17ページ、「第2 和解調書等の送達又は送付」、こちらの方の話に移らせていただきます。

まず、1、非訟事件に係る和解調書、それから18ページ、2、民事調停に係る調停調書、それから19ページの3、家事事件に係る調停調書、これらはかなり共通したというか、同様の事項ということになると思いますので、まとめて御議論を頂ければと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○**治部関係官** これらの項目では、非訟事件手続における和解を記載した調書、民事調停の手続における調停における合意を記載した調書、家事事件手続における調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとするについて、検討をお願いするものでございます。

それぞれの項目の（注1）に記載されておりますとおり、本文の考え方は、裁判所が調書を送付するものとされている場合でも、裁判所の判断において送達の方法により送付することを許容するものであることを前提としております。また、（注2）では、中間試案と同様、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとするを記載しております。

これらの項目に関する意見募集の結果につきましては、非訟事件は参考資料4の22ページ以下、民事調停は25ページ以下、家事事件は52ページ以下に記載しております。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

それでは、1、2、3、どの点からでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○**櫻井委員** ありがとうございます。1点質問ですけれども、この当事者に送付しなければならないという「送付」という文言は、中間試案で聞いておられた「送達又は送付」という場合の「送付」と同じ概念でおっしゃっているのでしょうか。（注1）を見ると、「送達の方法により送付」という記載もありますので、この送付の方が、概念として広くおっしゃろうとしていると私はそのように理解したのですが、それでよろしいでしょうか。その点をまず教えてください。

○**山本（和） 部会長** それでは、事務局からお願いします。

○**脇村幹事** 脇村です。結論的には後者で、概念としては、送達を含む概念として用いると

いう意味では、広がっていると理解しています。これは、ほかの法律等でも、送付しないといけない、送付するといったときに、送達の方法が採られているということを踏まえますと、送達又は送付と書いて、送付の中に送達が入らないという法制を問うのは、書き方として難しいかなと思ったところから、今回の案では送付という形で、一応一般的に使われている用語として作らせていただいたというところでございます。

もちろん、この送付の中で、（注1）のような考え方があることについては、仮に法律がそうなったとしてもそうだとすることは、きちんと説明していこうということは思っていますが、ほかの法律等の用語における使い方もあるので、解釈でこのようにさせていただいたというところでございます。

○山本（和）部会長 櫻井委員、よろしいですか。

○櫻井委員 はい、分かりました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○植松幹事 ありがとうございます。1点質問ですけれども、これも、ほかの手続も同じかもしれないですけれども、費用の関係で、郵便費用については申立て手数料に一本化するということで、これについては、仮に余っても返さないし、足りなくても追納がないというような御説明を、この部会でしたか、昨年の商事法務の研究会だったか忘れましたが、そういった御説明を頂いていたところかと記憶しております。

仮に、例えば、非訟でそういうケースがあるかどうか分からないんですけれども、調停とかで10年とかの長期にわたる分割払いのような合意が成立して、当初は何らかの事情で送付しかなかったときに、その後何年かしてから支払いが滞って強制執行をするということで、その段階で送達をしてもらいたいというようなことになった場合に、こういう場合でも、改めて郵便費用を収める必要はないのかどうか、その辺り、ちょっと教えていただければと思います。

○園関係官 関係官の園の方から御説明いたします。

御指摘の点につきましては、申立ての手数料に郵便費用を一本化することの帰結として、改めて当事者において費用を納める必要はないと、そのように整理しております。

○山本（和）部会長 植松幹事、いかがでしょうか。

○植松幹事 はい、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。和解調書などで、当事者の申出等により送達することができるとする規律にしますと、訴訟代理人や書類作成者が関与するケースでは、当然適切な申出があって、合理的な運用が図られるのだらうと想像しておりますけれども、一方、本人訴訟、本人申立ての当事者としては、本人に送付、送達の希望を尋ねられても、送付と送達の効力の違いも認識をしないまま、漫然と送付を選択してしまって、後日、いざ強制執行しようとする段になって、これは使えないということに気付くというケースも発生し得るのではないかと感じました。

そうであれば、少なくとも給付条項が設けられておって、強制執行することができる和解調書等につきましては、自動的に送達されることにしておく方が、当事者本人にとっては親切でもありますし、送付後に送達する手間を防ぐという観点からは、裁判所の事務負

担の軽減にも資するのではないかという意見を持っています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局、何かありますか。いいですか、ないですか。

ほかは特段ございませんか。

○櫻井委員 ありがとうございます。すべて必要的に送付するとして、裁判所の判断において、送達により送付することも許容するということですが、先ほど小澤委員もおっしゃったように、これが結局運用として、ほぼ送達になるのか、あるいはほぼ送付になるのか、そこが読めないなというところです。

各手続によって、例えば、債務名義になる場合であっても、後ほど出てくるのかもしれませんが、労働審判のような場合は、強制執行するケースはほぼなく、送付でいい場合が多いと聞いておりました、おそらく手続によって、送付でよいのか、送達を要するのかは異なるのではないかと思います。家事に関して申し上げますと、債務名義になる場合でも、履行勧告という手続もありますし、届出期間の制限があるケースも多いので、運用上、送達でなく、送付でいくことも多いのではないかと思います。ただ、一方で、どのように養育費を確保していくのかという制度論などの議論の中でも、やはり送達しておくべきではないかという考えも強いところです。そこで、どちらの方法を選ぶのかということに関して、丁寧に裁判所から御説明を頂いた上で、当事者の希望を聞くということが、やはり不可欠になるのではないかと思います。

そういう意味では、「送付しなければならない」とだけ書かれますと、どういう方向に行くのかというのが見えにくいので、「当事者の意見を聴いて」裁判所が方法を判断する、あるいは、「債務名義になり、かつ、当事者が希望する場合には送達することとする」など、何がしか歯止めになるような規定が考えられないでしょうか。法律や規則にそこまで書くのかという意見もあり得ますが、少なくとも解釈指針といったもので全くの裁判所の自由裁量ではないということを押さえていただく必要があるのではないかと考えます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克） 委員 今の櫻井さんの御意見、もっともだなというふうな気がしますが、意見を聴くときに、執行債権者になる側の意見を聴くということでないで、当事者の意見を聴くということになると、執行債務者になる側は嫌だと言う可能性もゼロではないので、その辺り、規定ぶりは難しいのかなという気もしますが、単にやはり裁量に委ねていまして、あと全部裁判所がやってくださいますというよりは、ほかの、これまでの幾つかの項目です、民訴を通じてからの幾つかの項目にありましたように、当事者の意向も何か反映させるような道はあっても、私もいいのではないかなという気がいたしました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。当事者に一定の意向があつて、かつ、それが合理性を持つという場合は、当然そういう意向が述べられれば、裁判所としてはそれを尊重されるのではないかと思いますし、そのような可能性があるときに確認するということも、十分考えられるということかと思いますが、他方で、先ほど小澤委員も指摘された点ですけれども、弁護士さん等付いているとも限らないということ想定いたしますと、

当事者が十分に理解ができているかどうかということも、事案によっては様々だろうかと
思われます。

他方で、現状で、例えば、審判等の裁判の、ここは非訟事件ですので、非訟事件の裁判
で相当と認める方法で告知をするといったような規定があるわけですが、その場合
でも不服申立ての可能性等々を踏まえて、場合によっては送達を行うといったようなこと
が、従来行われてきていると思いますので、この和解調書等の送付、あるいは送達につい
ても、そうした形で、先ほど来見ている継続的な給付が想定されているので、今は和解直
後であって、特段強制執行は想定されないというような場合でも、将来に備えておくべき
必要性が相対的に高い場合があるであるとか、そういった事件の類型や当事者の属性等い
ろいろな事情から、裁判所において適切に裁量権を行使すべきものではないかという感じ
がいたします。

あえて当事者の意見を聴いてというような規定を設けるべきかどうかというのは、これ
は、ほかのところでも出てきているような法制的な話もあるようにも思いますので、必ず
しも必要不可欠とも言えないかなという感じがするところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局から何か。

○脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。御意見いただきまして、恐らく法律上書く
かどうかの問題と、今後の運用についての議論が二つあって、特に、今後の運用について
いろいろ御意見いただいたものと認識しています。

今、垣内先生がおっしゃったとおり、非訟事件の裁判では、不服申立て等があるような
ケースについては、これは送達でやる、これが運用上一般的だろうと思っています。和解
調書等についても、何らか指針示せばいいなと思いつつも、これまで、あんまりそうい
ったものが指針としてなかったような気もしております。

また、強制執行の可能性のあるものについても、恐らく今回、パブリックコメント等で
送付でいいとおっしゃった方は、強制執行の可能性としてあったとしても、送達をする必
要ないのではないかという御意見を持っていらっしゃる方も多いのではないかと。そうし
ますと、この強制執行の可能性があるから、一律にすべきだということまでも言いづら
いかなみたいなことも、少し思っているところでございます。

そういった意味で、今後の運用に委ねざるを得ない点はあるかとは思いますが、けれど
も、少なくともそういった指針となるようなキーワードといいますか、恐らくそれは強制
執行の可否とか給付文言ということだと思いますけれども、ちょっとその辺を少し、次回
出す際には整理させていただきたいなと。なかなか一律に決めるのは難しいような気が、
正直していますけれども、とはいえ、何もないというわけにはいかないというのは、おっ
しゃっていることもよく分かっています。ちょっと工夫してみたいなと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。事務局から工夫を頂けるといってお話伺いま
したので、次回、どういう法律のレベルなのか、規則のレベルなのか、あるいは解釈、運
用のレベルなのか、いろいろあると思いますが、次に出てくるまた資料に基づいて御議論
いただければと思いますが、今の段階ではこの程度でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度は資料20ページ、「4 労働審判」ですね。このうち、「(1) 調停における合意を記載した調書」、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○**治部関係官** こちらの項目は、労働審判手続において、調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとするについて、検討をお願いするものでございます。

(注)の内容は、非訟事件の論点と同様でございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の28ページ以下に記載しております。

○**山本(和) 部長** ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。基本的には、先ほどの1、2、3の問題と同様の形ですればどうかという提案ですので、同様の問題というか御指摘があるのかなとは思いますが、労働審判について特にということはございませんでしょうか。

それでは、よろしければ、続きまして資料21ページの(2)、やはり労働審判ですが、今度は審判書に代わる調書ですね、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○**治部関係官** こちらの項目は、労働審判手続において、審判書に代わる調書は当事者に送付しなければならないものとするについて、御検討をお願いするものでございます。

(注)の内容は、非訟事件の論点と同様でございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の32ページ以下に記載しております。

○**山本(和) 部長** ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問、御意見、御自由にお出しを頂ければと思います。いかがでしょうか。

こども、特に労働審判の審判書に代わる調書に特有の御意見は特段ないということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料23ページ、「5 民事保全(和解調書)」、それから24ページの「6 人事訴訟(和解調書等)」、これらについて、まとめて御審議を頂きたいと思います。

事務当局からまず資料の説明をお願いします。

○**治部関係官** まず、「5 民事保全(和解調書)」の項目は、民事訴訟法を包括的に準用している民事保全の手続について、民訴法第267条第2項についても準用し、和解を記載した調書は当事者に送達しなければならないものとするについて、御検討をお願いするものでございます。

(注)の内容は、非訟事件の論点の(注2)と同様でございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の21ページ以下に記載しております。

また、「6 人事訴訟（和解調書等）」の項目は、民事訴訟法が適用される人事訴訟に関する手続において、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとするについて、御検討をお願いするものでございます。

（注）の内容は、非訟事件の論点の（注2）と同様でございます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料4の40ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

この5、6につきましては、1から4までとは異なり、民訴法並びといいますか、基本的には送達をするという方向でいってはどうかという資料ということになりますけれども、5、6、どちらからでも結構です、どの点からでも結構ですので、お気付きの点、御指摘を頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。6の人訴の和解調書等ですが、人訴の場合は、代理人が就く場合が多いので、余り想定しにくいかとは思いますが、本人申立てで書面による申立てがあった場合のこの手続費用と、電子申立ての場合の費用が、差がつくのかつかないのかという辺りに関して、もしお答え可能であれば、どういった検討状況なのか、難しければ結構ですので、可能であれば教えていただきたいと思えます。

○園関係官 関係官の園の方からお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、本人申立ての場合に、オンライン申立てと書面による申立てとが、選択的に可能な規律になるとして、それぞれの申立ての手数料の額についてのお尋ねと理解いたしました。

現在の検討状況におきましては、現行制度における郵便利用の実情、そして電磁的記録の送達が導入されることとなった場合に見込まれる変化などを踏まえて、手数料の金額を適正なものとして設定できるのかというところを検討しているところでございまして、オンライン申立てをする場合と書面による申立てをする場合とで、郵便費用の金額について変化が生じる可能性というものを、その点も踏まえて検討しているところでございます。

○山本（和）部会長 ということですが、櫻井委員、よろしいでしょうか。今の段階では、限界というか、そういうことかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんか。基本的には、これらは送達でいくということで、御異論はないという理解でよろしいでしょうか。

特段の御発言はないようですので、それでは、これで本日の資料については、一通り議論はしていただいたということかと思えますが、もし御発言が漏れた点とか、別途お気付きの点等あれば、まだ幸い時間は余っておりますので、御自由に御発言を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきます。

次回議事日程等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 次回の日程は、令和4年11月18日金曜日で、時間ですが、大変申し訳ないんですけれども、午後1時から6時まで予定させていただきたいと思っております。次回

の場所は、法務省地下1階大会議室を予定しております。

次回は、これまでPとされていなかった論点について、できる限り全部取り上げたいと思っているところでございます。最後の関係で、今、全部取り上げますとお約束できないのが大変申し訳ないんですけども、できる限りそのようなさせていただきたいと思っております。また、パブリックコメントの概要についても、全体を出すべく今、準備をしているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ということですので、このところは比較的短い時間で終わっていましたが、次回はかなり時間が掛かるのではないかとということも想定されますので、御準備におかれては、少しその点、御配慮を頂ければと思います。

それでは、これにて本日の会議は閉会とさせていただきます。

本日も熱心な御審議を賜りまして誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—